

# 韓国の大学における消費者教育および食育の展開

田村善弘

## I. はじめに

日韓両国では食品安全性に関する問題が頻発し、消費者の食品安全性に対する関心が高まっている。こうした背景には、生産や流通過程における事故等があるが、その他にも消費側の食品安全性に関する情報への過剰な反応などの問題もある。時として、消費側でのこうした反応が生産側へ影響を与える事態もある。

では、こうした事態を最少化するためには、何が必要となるのであろうか。筆者は、その1つに食に関わる情報選択能力の向上があると考え、そして、それに大きく関わるのが食に関わる様々な経験の有無ではないかと考える。

そこで、本稿では韓国の大学において、食に関する消費者教育や食育がどのようになされているのかについて明らかにしていく。また、対象を大学としているが、これは大学が研究機関としてだけでなく、教員養成や生涯教育など様々な機能を持ち、これらの推進において果たす役割も大きいためである。また、韓国を対象としているが、これは消費者教育において倫理的消費<sup>1</sup>に関する教育を導入するなど、日本にはない取組みを進めていることがある。

以下においては、まず消費者教育・食育等の関係を明らかにし、韓国においてどのような体制で両者が進められているのかを明らかにする。そのうえで、食料消費を中心に大学における消費者教育、食育に関する事例をみていく。以上の内容をもとに、今後の韓国における展望について述べる。

---

<sup>1</sup> 日本では「エシカル消費」であるが、本稿は韓国を対象としているため倫理的消費をそのまま用いていく。なお、韓国における定義をみると、「消費者が道徳的、社会的価値を実現するために、選択的に購買する行動」（郭ユニョン（2016）、19頁）となっている。

## II. 消費者教育と食育

### 1. 消費者教育および食育の定義

日韓における消費者教育の定義をみると、日本の消費者教育推進法では「消費者の自立を支援するために実施される、消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動」（第2条第1項）とされている。韓国についてみると、李キチュン・金ジョンウン（2012）は「正しい消費の価値観を形成し、資源を効率的に管理・使用できる能力を育て、消費者としての役割を十分に発揮できるように支援するものであるだけでなく、未来の消費環境が消費者福祉志向となるように、消費者主権の意識を高めていくのに貢献するもの」（77ページ）としている。

つまり、消費者の自立支援という点では共通している。そして、それを実践するうえでは、消費生活において実施される様々な教育との連携が重要になる。特に、食料消費という面では食育が役割も大きいといえる。

次に、食育に対する日韓両国の定義をみておこう。日本の「食育基本法」の前文には「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とある。一方、韓国の「食生活教育支援法」では「個人または集団により行われ、正しい食生活を自発的に実践できるようにする教育」（第2条の2）とある。

以上より、いずれの場合も、健全な食生活を実践するという点では共通している。食料消費に関する消費者への対応としてみると、食に関する消費者教育も食育も密接な関係にあるといえる。

### 2. 消費者教育・食育の類型

消費者教育の類型についてみると、金ヘソン（2014）は実施される場所により、家庭における消費者教育、学校における消費者教育、社会における消費者教育、企業における消費者教育、マスコミやその他機関による消費者教育の5つに区分している（25ページ）。この場合の学校には小学校・中学校・高校が含まれ、大学は含まれていない。社会には、企業・政府・消費者団体など含まれており、それぞれが関与することになる。

次に、食育である。食育は消費生活のなかでも食に関わるものであるもので、消費者教育に含まれるものであるといえる。また、食育については栄養教育、食事教育、食農教育の3つから構成される。韓国の場合、従来 of 食育では栄養教育と食事教育が中心であった。しかし、食生活教育支援法制定以後はこれらに加えて、食農教育

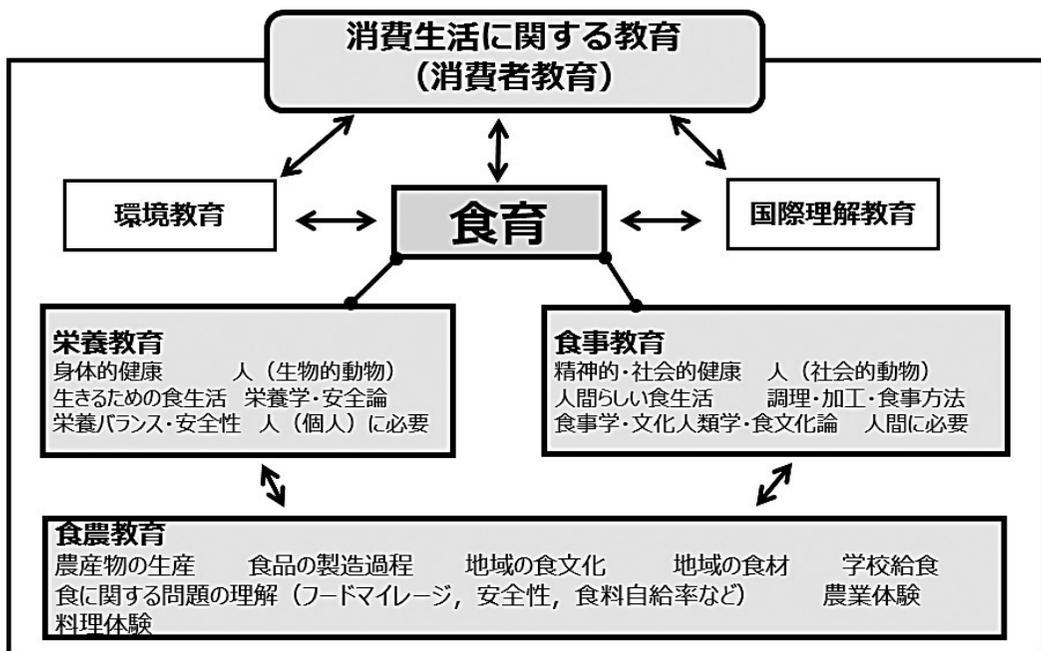
にも重点が置かれている。それぞれの関係は図1の通りである。

### 3. 倫理的消費と消費者教育・食育

食料消費は人間の生活を支えるうえでの基本である。しかし、実際には食料生産と食料消費の間の距離が拡大し、食料生産・食料消費の面で様々な問題が発生してきている。例えば、食品ロスのように生産者のみならず、消費者の行動が影響を及ぼしているものもある。そうしたことから、消費者教育や食育が重要になるといえる。

先述したように、韓国の食育は法律制定前後で大きく変化している。すなわち、食育の核心的価値が従来の「健康と栄養」に加えて、「環境、配慮、感謝」が追加されている<sup>2</sup>。つまり、食育は消費者の倫理的消費の実践とも密接に結びついていることがわかる。また、チョン・ギョンヒほか（2014）によれば、消費過程における倫理的消費行動に「ローカル購買」<sup>3</sup>がある。これは地産地消と類似したものであり、倫理的消費の実践においては地域との関係も重要であることがわかる。

図1 消費者教育と食育の関係



註：消費者教育については、食育とのかかわりが高いとみられるもののみを抜粋。  
出所：食育については、福田ほかを参考に筆者作成。

<sup>2</sup> 食生活教育国民ネットワーク（2015）。

<sup>3</sup> チョン・ギョンヒほか（2014）、37頁。

### Ⅲ. 韓国における消費者教育・食育の推進

#### 1. 消費者教育の推進主体

韓国における消費者教育は韓国消費者院、韓国消費者教育センターを中心に進められている。同院では、年間45,000人に対して教育を実施している。消費者教育には企画型の消費者教育(消費者教育プログラム、消費者のリーダーを育成) (24回)から、講師派遣型(300回)がある。同院は消費者教育のリーダーを対象の教育を実施し、地方自治体などの団体では対象者に直接教育を実施している。これは、消費者を対象として直接教育するより、消費者への教育を担うリーダーへの教育の方が効率的であるためである。実施している教育プログラムについては、表1に示す通りである。

韓国における若年層(大学生まで)に対する消費者教育の特徴としては、小学生に対する消費者教育(主として消費者安全に関するもの)が最も多くなっている。中学生に対する消費者教育は2015年前後においては少なく、高校生に対する消費者教育は、大学入試との兼ね合いからほとんど行われていない。

次に、大学生に対する消費者教育は「インターンシップ」、「未来消費者リーダー養成」といった観点から実施されているケースがある。同院では、2000年から2008

表1 韓国消費者院の社会消費者教育プログラムの事例

教育課程	教育対象	教育プログラム
消費者教育教員研修	小中学校教員・教育専門職	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者教育の主要な話題</li> <li>●青少年の消費者被害の事例研究</li> <li>●合理的な消費生活プログラムの実習</li> <li>●裁量の時間を活用した消費者教育プログラムの実習</li> </ul>
消費者行政・法令実務研修	中央政府・自治体の消費者行政担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●韓国の消費者行政体系</li> <li>●消費者関連法</li> <li>●消費者被害の事例研究</li> </ul>
自治体の消費者業務関係者の巡回研修	自治体の消費者関連業務担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方消費者政策・行政体系</li> <li>●消費者関連法</li> <li>●消費者相談・紛争解決実務</li> </ul>
企業の消費者業務専門家の研修	企業の消費者関連業務担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者のクレーム事例を通じた顧客満足的重要性</li> <li>●被害救済・紛争調停制度の理解</li> <li>●消費者関連法</li> </ul>
企業のオーダーメイド型研修	消費者教育を要請した企業の業務担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者関連法</li> <li>●相談・紛争調停事例の分析</li> <li>●消費者安全問題への対応</li> </ul>
消費者教育講師支援	学生、民間団体、政府機関、一般消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者問題と経済一般</li> <li>●消費者問題関連の法律</li> <li>●消費者相談、被害救済、紛争調停</li> </ul>

出所：金ヘソン (2014)、36ページ。

年の後半まで、大学生や大学院生を対象とした消費者教育（1週間）を行っていた。しかし、大学生への消費者教育は2015年時点では行われていない。これは、大学生は成人となることから、大学生に対する消費者教育が学生に対する教育というよりも成人教育として認識されていることがある。

また、LEE（2015）によれば、大学における消費者教育は消費者関連専攻の学科が開設されている大学を中心に消費者教育が実施されている<sup>4</sup>。そして、そこでの活動としては、消費者学の研究者を中心とした研究活動（消費者教育支援センター、韓国消費文化学会、韓国消費者学会、韓国消費者政策教育学会など）で進められている。

## 2. 食育の性格の変化と推進主体

韓国における食育関連法には、表2に示すものがある。先述のように、食育自体は韓国においても法制定以前から行われていた。法制定以前は栄養教育が中心に行われ、内容も健康問題への対応が中心であった。また、政府主導であり民間主体の

表2 韓国における食育関連法

法令名 (制定年)	制定目的	食育関連内容	日本の類似法
国民栄養管理法 (2010年)	国民の食生活に対する科学的な調査・研究をもとに、体系的な国家栄養政策を策定・施行し、国民の栄養や健康増進を図り、生活の質の向上に資する	●国民栄養管理基本計画など ●栄養管理事業 ●栄養士の免許・教育など	栄養士法
食生活教育支援法 (2009年)	食生活に対する国民的な認識を高めるために、必要な事項を定め、国民の食生活の改善、伝統的な食生活・文化の継承と発展、農漁業および食品産業の発展を図り、国民の生活の質向上に寄与する	●食生活教育の基本方向 ●食生活教育基本計画の策定 ●国家食生活教育委員会の構成 ●食生活教育基盤の造成など	食育基本法
子どもの食生活安全管理特別法 (2008年)	子どもたちが正しい食生活習慣を身に付けられるよう、安全で栄養のある食品を提供する際に必要な事項を規定し、子どもたちの健康増進に寄与する	●子どもの嗜好食品に対する安全・栄養供給教育やプロモーション ●学校長は、子どもの食生活管理に必要な安全・栄養教育を定期的実施	なし
国民健康増進法 (1995年)	国民に健康に対する価値と責任意識を向上させるとともに、健康に関する正しい知識を普及し、健康な生活条件を整備し、国民の健康増進を図る	●国や自治体による栄養指導の実施 ●国民栄養調査の実施	健康増進法
学校給食法 (1981年)	学校給食の質の向上と学生の健全な心身の発達、国民の食生活を改善する	●正しい食生活習慣の形成、食料生産や消費に対する理解の増進、伝統的な食文化の継承と発展のための食生活指導	学校給食法

資料：『食生活白書 2012』、69ページを一部改変。

<sup>4</sup> LEE Jinsook, "Consumer Education in Korea" (2015.7.22), Korea Consumer Agency (報告資料)。

表3 韓国における食育の性格変化

	過去（食生活支援法前）	現在（食生活支援法後）
名称	一般食生活教育	正しい食生活教育
核心的価値	栄養中心（健康）	環境、配慮、感謝を追加
関連分野	栄養分野	農漁業・栄養・調理・教育の全分野
推進体制	政府主導	民間主導、全国民的な運動
政策体系	部署別に分散して推進	基本計画のもと、部署別の連携

出所：食生活教育国民ネットワーク「食生活教育の必要性と政策課題」、2015年10月（韓国語）より引用。

運動ではなかった。

関連政策についても、政策的にも部署別を実施されていた。法制定後は、栄養教育に加えて環境や他者への配慮が内容として追加されるなど、食生活そのものに加えて、食生活に影響を及ぼす外部環境（農林水産業、消費行動など）も含めているという点で、従前の食育とはその性格が大きく変化している（表3）。

そして、食育推進を担う機関の1つに、食生活教育国民ネットワークがある。同ネットワークは、消費者、農業関係者、教育関係者、栄養士など食育の関係者で組織されている。2009年に設立され、全国単位のみならず道などの基礎行政単位でも組織され、2015年現在では61の市郡で活動をしている。また、同ネットワークは農林畜産食品部（日本の農水省に相当）の食育関連事業を実施するという役割もある。

同ネットワークの設立目的は「食生活全般に対する国民的理解と認識を高め、国民の健康増進と環境生態系の保全、農漁業および農漁村の活性化に寄与する」ことである。

また、同ネットワークは①食育運動の全国的な展開のための全国民的なネットワークの構築、②国民個人々の食生活を営む際の能力向上のための事業、③伝統的な食文化の継承と発展のための事業、④農漁業・農漁村の活性化や食料自給率向上のための事業、⑤国内外の食育関連団体または機関との交流・協力事業、⑥本ネットワークの目的達成のための教育、広報・出版、調査研究、コンサルティング、政策開発事業、⑦政府や関連機関からの委託を受けての機関運営という7つの機能を持っている。

同ネットワークによる食育の対象は小学校に集中し、中学校は予算などの問題があり、小学校ほどは進められていない状況にある。この理由として、小学校の場合は、食事の準備ができる子どもが少なくなっていることから、食事の準備ができるようにする必要から取組みを進めている。さらに、食事の準備と合わせて、韓国の食習慣の基本となる「米」の良さを知ってもらうことなど、伝統的な食文化の定着

という目的もある。

表3にあったように、栄養教育のみならず、農林業に対する領域も食育の対象に含まれている。そのため、保育園や幼稚園を対象として、学校菜園・家庭菜園を利用して野菜の栽培を行うという取組みも進めている。これらの取組みは、自分たちが食べる食材ができる過程を理解するという目的があるが、このほかにも副次的な効果として、①健康になった、②虫が好きになった、③協同の精神が芽生えたなどの効果があったという<sup>5</sup>。

このように様々な取組みがなされているが、食育については食習慣が定着する前に重点的に行われていることがわかる。

#### IV. 韓国の大学における消費者教育・食育の展開

##### 1. 大学における消費者教育・食育

先述の大学生対象の消費者教育は、消費者学に関する学部学科の学生が対象になっている。表4のように、消費者関係の学部・学科は社会科学系、福祉系、教育系の大学に設置されている。大部分は、前身が家政学部など家政系の学部や学科で、これらを名称変更したものである。ここから、大学における消費者教育は、消費者関連の学部学科<sup>6</sup>で進められているといえる。

さらに、食育は栄養士養成課程を持った学部学科で進められているほか、食育の指導者養成の観点から小学校教員の養成課程をもつ教育学部で進められている。また、図2のように韓国食生活教育学会では、食育教材コンテストを開催している。ここでは、栄養士養成課程や家庭科教員養成課程で学ぶ大学生による教材の出展もみられる。

今後は、これらの学科以外でも、消費者教育や食育をいかに進めていくのかが課題になっていく。特に、倫理的消費に関する教育<sup>7</sup>、食育推進の面では、これまで焦点が当てられていなかった農学部等の学部の重要になっていくと考えられる。

<sup>5</sup> 2015年10月13日のインタビューによる。韓国においても、自然に触れる、他人と協力して何かを行う機会が減少している。上記の取組みを通してできるようになったということを消費者が効果と感じていると考えられる。

<sup>6</sup> 韓国の大学での消費者教育は、朴ミヒ（2012）に詳しい。詳細はそちらを参照のこと。

<sup>7</sup> カトリック大学のように「消費と倫理」（学部）と「消費と倫理特論」（大学院）に単独の授業科目が開設されている場合もある。

表4 韓国の消費者学関連学部学科

大学名	学部学科名
ソウル大学校	生活科学大学消費者学科
カトリック大学校	生活科学大学生活科学部消費者住居学専攻
江原大学校	師範大学家庭教育科
建国大学校	商経大学商経学部消費者情報学専攻
慶南大学校	師範大学家庭教育科
慶星大学校	理科大学食品栄養、健康生活学科
啓明大学校	社会科学大学消費者情報学科
光州大学校	保健福祉教育大学社会福祉学部家族福祉学専攻
東国大学校	師範大学家庭教育科
祥明大学校	自然科学大学消費者住居学科
成均館大学校	社会科学大学消費者家族学科
誠信女子大学校	生活科学大学生活文化消費者学科
順天大学校	社会科学大学社会福祉学部消費者専攻トラック
淑明女子大学校	生活科学大学家族資源経営学科
安東大学校	生活科学大学生活環境福祉学科
蔚山大学校	生活科学大学児童家庭福祉学科消費者学専攻
梨花女子大学校	社会科学大学社会科学部消費者学専攻
仁荷大学校	生活科学大学消費者学科
仁川大学校	自然科学大学消費者児童学科
全南大学校	生活科学大学生活環境福祉学科
中央大学校	社会科学大学社会福祉学部家族福祉専攻
忠南大学校	生活科学大学消費者生活情報学科
忠北大学校	生活科学大学消費者学科

出所：ソウル大学校生活科学大学消費者学科ホームページ  
 ([http://consumer.snu.ac.kr/related\\_department](http://consumer.snu.ac.kr/related_department)) をもとに作成。

図2 大学生による食育教材事例（韓国食生活教育学会教材コンテスト）



註：左は糖質の摂取方法、右は韓国の地域特産物に関する教材である。  
 出所：筆者撮影（2016年11月4日）。

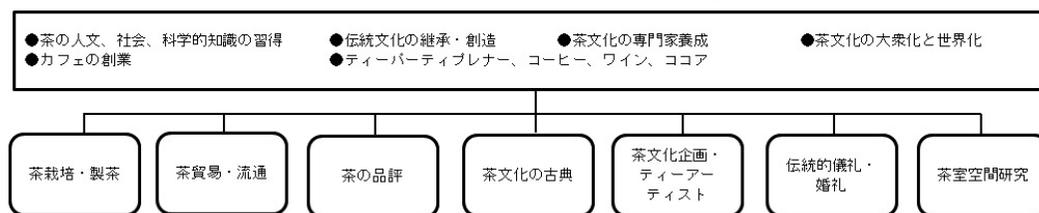
## 2. 大学における関連事例

### (1) 圓光デジタル大学校韓国文化学部

圓光デジタル大学校は、韓国全羅北道益山市に位置する私立大学である。同大学は通信制の大学である。学部は、ウェルビーイング健康学部、韓国文化学部、実用福祉学部の3学部から構成される。このうち、本稿で取り上げるのは、茶文化経営学科である。この学科を取り上げる理由としては、茶が今後の韓国の食農教育を考える上で重要な食品であるということがあるためである<sup>8</sup>。

図1に茶文化経営学科の教育目標を示す。7つの教育目標を掲げており、それに関わる内容が示されている。特色としては、茶の生産から消費に至る過程に関する科目を配置していることに加え、茶と並んで韓国人に飲用されるコーヒーやワインなどについての科目も開講している。

図3 茶文化経営学科の教育目標



資料：圓光デジタル大学校茶文化経営学科ホームページ

<http://www.wdu.ac.kr/introductionM/culture/tea01.do>、2016年4月25日アクセス。

茶に関連する科目としては、茶の栽培から茶文化（日中韓など）、茶産業など多岐に亘っている。なお、同学科を卒業した後は、教育、産業、文化経営、文化観光、学術、その他の6つの分野に就職している。特に、茶に関する教育、茶産業に関わる分野での項目が多い。教育については、各地域の茶道の講師、幼稚園・小中高校での伝統茶道の指導者などが挙げられている。このことから、地域や学校での茶関連教育の推進で重要な役割を果たしていることがわかる<sup>9</sup>。

## 3. 江原大学校農業資源経済学科における授業実践

これまで述べてきたように、消費者教育や食育については特定の学部学科において実施されている。しかし、食育の性格変化でもみてきたように、食や農に関する

<sup>8</sup> 韓国の緑茶の飲用習慣は日本に比べると少なく、消費者の認知度も低い。しかし、宝城・河東・済州などの茶産地があり、地域資源として活用されるなど、地域経済の活性化で重要な役割を果たしている。詳細は、田村善弘（2016）を参照。

<sup>9</sup> 通信制大学であることから、卒業生のなかには、もともと茶に関わりが深い職業に就いている人物（茶道の指導者など）が同学科へ入学したというケースも多い。

学部においても、これらを進めていくことが重要になっていくといえる。そこで、倫理的消費と食育に関わる内容をもとに、韓国の国立大学（江原大学校農業資源経済学科）で上記の内容に関する授業を行った。

同学科の2年生と3年生が受講するミクロ経済学の時間内に、韓国語により授業を行った（受講者数40名）。なお、受講生のうち、倫理的消費や食育に関する教育を受けた経験がある者も6名いたが、多くは教育を受けた経験がない者である。授業内容は、倫理的消費の概念、倫理的消費と食育、韓国の大学における事例、倫理的消費とマーケティングという内容で実践した。授業は「倫理的消費に対する認識（記述式）」、「消費行動（選択式）」、「倫理的消費の推進において重要となること（記述式）」のワークシートを準備した。

このうちの「倫理的消費の推進にとって必要なものは何か」の意見としては、以下のものがあつた（表5）。消費者自身に関わるものに加え、企業に期待するものがあつた。いずれにしても、倫理的消費の推進は消費者と企業、そして関係者で連携して実践することが重要であることがうかがえる。

表5 倫理的消費の推進において必要なものに対する受講生の意見（一例）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●倫理的消費を推進するためには、体系的な消費者教育と食生活教育など教育を通じた認識の改善が必要であると考えます。（2年生、女）</li> <li>●企業が率先して倫理的消費に対するマーケティングを行うと、効果が多いのではないかと思います。最近では企業の名前に焦点を置いているため、企業の影響が大きいと思います。（3年生、女）</li> <li>●消費者の関心を引いて、プロモーションやキャンペーンが活性化することが重要であると考えます。それは、「倫理的消費」という言葉は今日初めて聞いたが、自分のような人が多いと考えますためだ。（2年生、男）</li> <li>●倫理的消費を推進するためには、消費者のアクセスを高めることが重要だと考えます。消費者たちが倫理的消費をTVのなかで触れられる一部のことのみ実践するのではなく、身近なもので簡単に実践できるということを知らせる必要がある。（2年生、男）</li> <li>●倫理的消費の推進のためには、消費者が正しく判断する力が必要になるので、消費者を対象とした教育が必要であると思う。したがって、食生活教育だけでなく、今回の講義のように基本的な概念を説明する時間が必要であると思う。（2年生、女）</li> </ul> |
|---|

#### IV. おわりに

以上のように、韓国の食農分野における消費者教育として、消費者教育に関わる担当機関、食育に関する担当機関、大学についてみてきた。

消費者教育において、食と農は消費生活の中心であることから、その重要性は高い。しかし、そのほかにも消費生活において重要な課題があるため、それらが消費

者教育の重要な目標となることもあるほか、食に関わる部分については食品安全にかかわる機関が担当するなど、役割分担が行われていた。これは、食については専門性が必要となることがあることなども考えられる。

このほかに、ターゲットも味覚の形成や食習慣の形成という観点から、幼児から小学生が中心になっていた。また、内容も体験により食や農について学ぶものが中心になっていた。対象を今後拡大することになると、発達段階に合わせたプログラムが必要になっているが、これらをどうするかが課題となろう。

また、大学の段階では食育を全面に出したものではないが、緑茶に特化した教育を大学教育で取り上げている点は非常に興味深い。こうした取組みは今後、大人に対する消費者教育や食育を進めるうえで重要になっていくといえる。

韓国の場合、大学等においても倫理的消費の教育が進められている。しかし、現時点では、倫理的消費は消費関係学部、食育は栄養士関係学部に限られている。また、授業実践例のように、食に関する学科においても、倫理的消費や食育に対する認知度は必ずしも高くはないという状況もある。今後は、いかに認知度を高めて消費者に広めていくかが課題になっていくといえよう。

#### 【参考文献】

- 〔1〕 李キチュン・金ジョンウン『改訂版 消費者教育の理論と実際』教文社、2012年（韓国語）。
- 〔2〕 圓光デジタル大学校茶文化経営学科ホームページ  
(<http://www.wdu.ac.kr/introductionM/culture/tea01.do>、2016年4月25日アクセス)（韓国語）。
- 〔3〕 韓国消費者院ホームページ (<http://www.kca.go.kr/index.do>、2016年4月27日アクセス)（韓国語）
- 〔4〕 韓国消費者教育支援センター (<http://www.koince.org/>、2016年4月27日アクセス)（韓国語）
- 〔5〕 金ヘソン「消費者教育の類型」金ヘソン・許慶玉・金時月・鄭スンヒ『消費者教育の基礎』教文社、2013年、24～38ページ（韓国語）。
- 〔6〕 消費者庁ホームページ「消費者教育について知る」  
(<http://www.caa.go.jp/consumers/education/>、2016年4月25日アクセス)。
- 〔7〕 消費者庁ホームページ「消費者教育の推進に関する法律」  
(<http://www.caa.go.jp/information/index12.html>、2016年4月25日アクセス)。
- 〔8〕 食生活教育国民ネットワーク (<http://www.greentable.or.kr/PageLink.do>、2016年4月24日アクセス)（韓国語）。
- 〔9〕 食生活教育国民ネットワーク「食生活教育の必要性と政策課題」、2015年10月（韓国語）。
- 〔10〕 ソウル大学校生活科学大学消費者学科ホームページ  
([http://consumer.snu.ac.kr/related\\_department](http://consumer.snu.ac.kr/related_department)、2016年4月23日アクセス)（韓国語）。

- [11] 田村善弘「韓国の緑茶産地における消費拡大への対応－濟州島の事例を中心として－」2015年度日本消費経済学会西日本大会（於：愛知学院大学、2016年3月5日）報告資料。
- [12] 農林畜産食品部・食生活教育国民ネットワーク『食生活白書 2012』（韓国語）。
- [13] 郭ユニョン『倫理的消費関連認証制度の活性化方案研究』韓国消費者院、2016年（韓国語）。
- [14] 消費者庁「倫理的消費」調査研究会『「倫理的消費」調査研究会中間取りまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～』、2016年6月。
- [15] 食生活教育国民ネットワーク「食生活教育の必要性と政策課題」、2015年10月（韓国語）。
- [16] チョン・ギョンヒ、洪ヨンム、尹ミョンエ、宋インスク『倫理的消費の理解と実践』シグマブックス、2014年（韓国語）。
- [17] 朴ミヒ『大学における消費者教育の実施方案研究』韓国消費者院、2012年（韓国語）。

## 付記

本稿は、平成27年度長崎県立大学学長裁量研究費（研究題目：「韓国の食農分野における消費者教育に関する研究」、研究代表者：田村善弘）と平成28年度長崎県立大学学長裁量研究費（研究題目：「韓国の協同組織・大学における食育に関する研究」、研究代表者：田村善弘）成果報告書の内容を大幅に加筆修正したものである。本研究の遂行、特に授業を行うにあたっては、江原大学校名誉教授の李炳旻先生にお世話になった。記してお礼を申し上げます。